

食中毒（感染症）が発生した場合の対応について

これは、基本的には保育所給食が原因の食中毒が疑われる時を想定した、標準的な対応をまとめたものです。食中毒と類似した症状の感染症であることもありますので、それも含んだ対応と考えてください。

1 食中毒（感染症）の集団発生とは

- (1) 集団発生とは2人以上が同一の原因で食中毒を起こすことです。
- (2) 仮に保育所の給食が原因での集団発生があったとすると、相当数の児童及び職員から発症することが考えられます。
- (3) 児童及び職員が同時期に2人以上、食中毒が疑われる症状を訴えた場合、他の児童、職員に同様の症状が発生しているかどうかの確認をしてください。
- (4) 食中毒が疑われる症状とは①下痢、②嘔吐、③腹痛です。これらのいずれかに発熱や頭痛等が加わることがあります。

2 関係部署への連絡及び相談

集団発生が疑われる症状が見られた場合は、迅速に一報を入れてください。

- (1) 福祉保健センター
 - ・ 各区こども家庭支援課
 - ・ 各区生活衛生課
 - ・ 各区福祉保健課
- (2) 嘱託医

3 福祉保健センターの調査への対応

- (1) 福祉保健センターが食中毒を疑う状況は、概ね次によります。
 - ① ほぼ同時期に発症している。
 - ② 症状の類似性が認められる。
 - ③ 発症者が同じ食事（保育所給食）を摂っている。

(2) 初期段階では状況によりますが、次のような調査をします。

- ① 職員等からの聞き取り調査
- ② 発症者の検便及び健康調査
- ③ 職員の検便及び健康調査
- ④ 検査用保存食（原材料・調理済み食品）の回収及び検査
- ⑤ 調理室等の拭き取り調査

(3) 場合によっては、全園児及び家族へ検便や調査をお願いすることもあります。

4 給食について

(1) 食中毒の集団発生が疑われ、福祉保健センターの調査が行われたとしても、ただちに給食を停止するわけではありません。状況に応じて福祉保健センターと保育所とで相談して決めます。

(2) 給食の提供（保育所での調理行為）を中止する場合は、ただちに緊急連絡網、文書等迅速で確実な方法により保護者へ連絡します。

(3) 調査の結果が最終的に確定するまでは、相当日数を要するため、保育所は代替措置として業者による給食の手配をします。

(4) 業者による給食提供の準備が整うまでの間（2、3日程度）は、家庭からの弁当の持参となります。また、この間の給食費相当額により、おやつや果物の提供を行うこととなります。以上2点を保護者に周知します。

(5) 業者への依頼は昼食提供のみであり、おやつは市販品を購入します。食器等も使い捨てのものを準備します。

(6) 調理行為を停止している間の調理職員の職務や調理室の扱いは、その都度福祉保健センターと協議して決めていきます。

(7) 給食が原因でないという結果が出れば、調理業務を再開します。

(8) 給食が原因だった場合は、その原因が完全に改善され、福祉保健センターの指示が出るまでは調理業務を再開できないので、業者による給食を提供します。

※ 万一来に備え、対応可能な業者や使い捨て食器等の購入先について把握しておきましょう。

5 保護者への対応

(1)発症（有症）者の検便及び健康調査の実施を保護者に依頼するときは、基本的には園長が対応します。依頼文の内容については①から③を参考にしてください。

<依頼文 参考>

①※下痢などの症状の児童が増えているので、念のため福祉保健センターの協力のもと、検便と健康調査をします。ご協力をお願いします。

(※は症状にあわせて変更します)

②家庭で便が取れないときは翌日保育園で取りますので、空の容器を持参してください。

③ご不明の点、ご心配なこと、また病院での診断や投薬を受けているときは、保育園にご相談（ご連絡）ください。

(2)福祉保健センターの調査が行われた当日（間に合わないときは翌朝）には、すべての保護者に「お知らせ」を配付します。周知の内容については①から③を参考にしてください。その他、状況に応じて内容を追加します。

<お知らせ 参考>

①※下痢などの症状の児童が増えているので、念のため福祉保健センターの協力のもと、症状のある方に検便と健康調査をします。ご協力をお願いします。

(※は症状にあわせて変更します)

②症状の出ていないご家庭でも、うがいや手洗いなどを頻繁に行うなど気をつけてください。

③この件について、今後必要に応じてお知らせいたしますが、何かお尋ねがあれば園長または副園長、職員までご連絡ください。

- (3) 当日の配付が間に合わない場合でも、保護者会が組織されていれば役員には「お知らせ」の内容程度のことを伝え、保護者に不安や疑問があるときは連絡してもらうようにします。
- (4) 保護者への説明にあたっては、プライバシーに触れることのないよう十分配慮し、対象児童名及び対象児童が特定されるような情報の提供は行わないよう、注意してください。
- (5) 保護者への説明を行う（「お知らせ」を配付する）日は、朝夕の時間外保育時間にも園長が在園して対応します。
- (6) 職員全員が同じ認識を持って対応できるよう、ミーティングなどの場を通して十分な周知を行い、情報共有します。特に、朝夕の送り迎えの際の対応が多くなるため、福祉員にも十分な説明を行います。
- (7) 保護者や近隣からの問い合わせには、「お知らせ」に掲載されている内容のことであれば、職員が対応して構いませんが、それ以上の内容は推測等で答えず、園長等に確認の上、対応するようにします。
- (8) 状況に応じて、保護者説明会の開催を検討します。開催にあたっては、区こども家庭支援課と必要な協議を行い、区の協力を得ながら実施します。

また、次のことにも留意します。

ア 保育

説明会開催中も保育に対応してください。

イ 進行

説明会の進行は基本的には園長が行います。

ウ 欠席者への周知

説明会の内容は参加できなかった保護者にも「お知らせ」で概要を周知します。

エ 職員の参加

保育に携わらない職員は、できるだけ説明会に参加します。また、区こども家庭支援課も参加します。

6 有症児への対応

有症の場合は、速やかに受診するように保護者に伝え、医師の指示に従います。

また、以下に該当する場合には、登園を控えるよう保護者に伝えるなどの対応が必要です。

- ・ 24 時間以内に複数回の水様便や嘔吐がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状が見られる場合。
- ・ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色がぐったりしているなどの症状がみられる場合。

7 休園及び登園停止について

- (1) 検便等の結果、細菌やウイルスが特定された後は、休園等について区こども家庭支援課や保育・教育運営課と対応を協議します。
- (2) 保育所という施設の性格から、休園等について機械的な決定は行いません（学校は学校保健安全法第20条の規定により、設置者が臨時休業を行うことができます）。休園については、区こども家庭支援課や保育・教育運営課と十分に協議し、保育が必要な児童の保育実施（他の保育所等での保育なども含め）などの対応策を検討します。

8 保菌者（職員）の扱い

- (1) 福祉保健センターと相談しながら対応してください。
- (2) 有症者については、健康回復を最優先し、医療機関を受診させるとともに自宅にて療養するように指示してください。
- (3) 無症者については、衛生管理に十分注意して業務をすることは支障ありません。ただし、無症者にあっても調理業務（盛り付け、配膳、介助含む）には従事させません。調理担当者の場合は、調理室以外での他の業務に従事させることとなります。
- (4) 登園予定の児童に対して、従事可能な職員が少ない場合は、区こども家庭支援課と応援等の対応を検討します。

9 必要な資料の準備

福祉保健センターの調査、関係機関との協議や連絡、保護者への対応などに追われて混乱しますが、職員や区こども家庭支援課、保育・教育人材課の協力のもとに必要な資料を整えることが大切です。必要な資料は次のとおりです。

- (1) 全園児の出欠表（過去2週間と当日以降）及び欠席理由、症状の有無など
- (2) 検便等調査結果リスト
- (3) 福祉保健センターが持参する収去表の写し
- (4) 給食日誌
- (5) その他

10 関係機関一覧

- (1)福祉保健センター
 - ①生活衛生課（食品衛生係－給食、調理室関係）
（環境衛生係－プール等）
 - ②福祉保健課（健康づくり係－感染症対策）
 - ③こども家庭支援課
- (2)健康福祉局食品衛生課（食中毒関係－主に保育・教育人材課が連絡をとります）
- (3)健康福祉局健康安全課（0157等感染症関係－主に保育・教育人材課が連絡をとります）
- (4)衛生研究所（福祉保健センターからの依頼で実際の検査を行います）
- (5)嘱託医（保育所の状況に応じて相談、助言をしてもらいます）
- (6)こども青少年局保育・教育人材課（給食運営に関する助言を行います）
- (7)こども青少年局保育・教育運営課（保育所運営に関する助言を行います）

<参考> 食中毒（感染症）感染症発生時の連絡体制について

